

# フランスの大学教員制度の改革

— 大学の自由と責任に関する法律 (LRU) の制定と関連制度改革を巡って —

大 場 淳

(2011年10月6日受理)

La réforme du système des enseignants universitaires en France  
— témoignages et réflexion sur la mise en application de la loi LRU —

Jun Oba

**Résumé:** En France, les enseignants universitaires ont longtemps fait l'objet de réformes, et les règlements en la matière ont successivement été modifiés depuis la loi Faure de 1968, généralement dans le sens de l'élargissement de l'autonomie institutionnelle. Ce nonobstant, le noyau du système relatif aux universitaires a été essentiellement conservé, et il n'a été réformé sur le fond qu'après l'adoption de la loi LRU en 2007. Toutefois, cette réforme a suscité une vive inquiétude dans la communauté universitaire, et pour l'appliquer, de nombreux enjeux et défis sont encore à relever.

Mots clés: enseignant universitaire, LRU, France

キーワード: 大学教員, 大学の自由と責任に関する法律 (大学自由・責任法), フランス

フランスにおいては、1990年代以降、主として社会学者によって高等教育が研究対象とされてきたが、教授法 (pédagogie)、評価、管理運営などともに、大学教員がその対象となることは稀であった (Coulon et al, 2004)。実際、国の統計には、年齢、性別、学問領域、所属機関、地域等別の教員構成についての数値はあるものの、採用に至るまでの経緯や出自にかかる資料は皆無である。教授能力開発にかかる研究も含めて大学教員についての研究が発展するのは大凡2000年以降のことであり、大学教員の改革が大きく進んだのも2007年に発足したサルコジ=フィヨン政権下のことであった。

## 1. フランスの大学教員

### (1) 地位・身分と職務

フランスの大学は、政令に基づいて設置され、国民教育省<sup>1)</sup>の所管に置かれる学術的・文化的・職業専門

的性格を有する公施設法人 (établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPSCP) である。公施設法人とは、特定の公役務を行うために一定の自律性を与えられて設立された公法上の法人<sup>2)</sup>であり、法人化後の日本の国立大学とは異なっており、その常勤教職員は国家公務員である。公務員の地位を有する常勤の教員には、高等教育機関の教員と位置付けられる教員 = 研究員 (enseignant-chercheur) と中等教育教員 (enseignant du second degré) が含まれる (教育法典 L. 952-1条第1項前半)。また、教員 = 研究員には、教授 (professeur) と准教授 (maître de conférences)<sup>3)</sup>、専任助手 (assistant titulaire) の格付けがある。但し、専任助手は新規に採用されておらず、非常勤の教員や教育研究補助員 (ATER) (下記) に置き換わってきている。

公務員である教員以外に、連携教員 (enseignant associé)、客員教員 (enseignant invité)、非常勤講師 (chargé d'enseignement) が教育法典で (L. 952-1条

第1項後半)、また、教育研究補助員(ATER)が政令第88-654号でそれぞれ規定されている。このうち連携教員は、主に産業界や他大学(国内外)等から専門家を招致して教育・研究に従事させるものである。またATERは主に博士号取得後に教員=研究員採用を目指す者が就く職であって、その職務内容は教員=研究員に準じたものとなっている。このほか、特別研究員(allocataire de recherche)<sup>4)</sup>から選抜されて教員の指導の下で教育に従事する教育支援研究員(moniteur)も、大学の教育活動に従事している。なお、大学病院の医療専門職員の一部も教員としての地位を有している。また、国立科学研究センター(CNRS)等の研究振興機関によって雇用されて大学に配置される研究員(chercheur)<sup>5)</sup>も、研究及び一部の教育(主として博士課程)に従事する。

教員=研究員、その他の教員、研究員の職務遂行の自律性は法令で保障されている。教育法典L.952-2条は、これらの者が教育研究を遂行するに当たって、大学の伝統と教育法典に定められる規則に則って適用される寛容と客観性の原則の範囲内において、最大限の自立(pleine indépendance)と完全な表現の自由を享有すると定めている。また、教員=研究員は、その意に反して異動されることはない(政令第84-431号第2条第3項<sup>6)</sup>)。

教員=研究員は、①初期教育、継続教育、個別指導、進路指導、助言、評価を含む教育、②研究、③知識の普及及び経済・社会・文化領域における連携、④国際協力、⑤機関の管理運営の五つの職務に従事する(教育法典L.952-3条第1項)。これらに加えて教授は、教育課程の策定、学生の指導、教育実施組織(équipe de formation)の連絡調整において主たる責任を負うこととされている(同第3項)。教員=研究員の職務の詳細は、高等教育の教員=研究員の地位に関する政令第84-431号で規定されており、同政令第3条に盛り込まれた職務の概要は以下の通りである。なお、同政令は2007年の大学の自由と責任に関する法律(Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU)に基づく政令第2009-460号によって大幅に改正され、それに伴って学生の就職・進路決定(insertion professionnelle)が新たに職務として明記された。

- ・知識の形成への参加とその伝達。学生の指導(direction)、助言(conseil)、個別指導(tutorat)、進路指導(orientation)、並びにそれらを通じた就職・進路決定への貢献。職業界と連携した教育の実施。(第1項)
- ・教員養成及び生涯教育への貢献。(第2項)

- ・基礎的・応用的・教育的・技術的研究の発展、それにかかる専門助言活動(expertise)及び連絡調整、並びにその成果の活用。研究振興機関や関連する社会・経済部門と連携した科学技術開発への参画。大学研究、産業研究、製造部門間の協力への貢献。(第3項)
- ・試験の審査員。(第4項)
- ・科学技術の文化・情報の普及を通じた科学と社会の対話への貢献。(第5項)
- ・学術・文化界における知識の伝達と研究のための研究による教育への貢献。国際的な研究の進展への貢献。(第6項)
- ・機関の自治活動への協力並びに評議会等への参加。(第7項)

政令第84-431号は、教員=研究員の職務時間を規定しており、教育に関しては年間で128時間の講義又は192時間の演習(travaux dirigés)又は288時間の実習(travaux pratiques)あるいはこの三者の組合せで相当する時間に従事することと定めていた(第7条第3項)。但し、この規定は厳密には運用されず、実際は教育に従事する時間はある程度柔軟に決定され(Communiqué de QSF du 11 avril 2009)、国民教育省の報告書(Schwartz et al, 2008)もそのことを認めていた。当該規定は2009年の新政令で柔軟化され(同時に実習の必要時間を演習と同じくした)、個々の教員について各機関で定めることが可能になった(後述)。他方、中等教育教員は、演習又は実習に年間384時間従事する(政令第93-461号第2条第1項)。但し、講義に従事する場合は、講義1時間あたり1.5時間の換算で当該384時間に算入する(同第2項)。

## (2) 採用・昇進<sup>7)</sup>

大学教員(教員=研究員)として採用されるには、原則として、関係する分野の博士号を取得していなければならない。博士課程を提供する博士学院(école doctorale)<sup>8)</sup>は大学教員になるための特別な教育訓練を提供しないが、教育支援研究員(moniteur)(前述)は、大学で指導教員の下で教授法の指導を受けながら、高等教育教員入門教育センター(centre d'initiation à l'enseignement supérieur: CIES)<sup>9)</sup>において大学教員に必要とされる知識・技能を修得するための訓練を受ける機会を有している<sup>10)</sup>。

博士号取得後、大学教員を目指す者は、大学評議会(Conseil national des Universités: CNU)<sup>11)</sup>で准教授になるための資格審査に合格しなければならない。この資格を得ることによって、各大学が行う教員職の公募に応募することが可能となる。資格の有効期間は4

年であり、その間に准教授として採用されなければ再度資格審査を受けなければならない。他方、准教授職への採用活動を行いつつ、非常勤職である教育研究補助員（ATER）として採用され（雇用期間最長4年）、教育研究に従事することが可能である。なお、ATER職には、博士号が1年以内に取得できる見込みの者も応募することができる。

教員職の設置は国民教育省によって行われ、同省の定める手順に従って各大学が実施する。大学は公募に応じた者について選考を行うが、従来その審査には専門家委員会（commission de spécialistes）が当たっていた（政令第88-146号）<sup>12)</sup>。専門家委員会は大学評議会（CNU）の学問領域に対応して学内に設けられる教員＝研究員の委員会組織で、委員の約2/3は選挙で選ばれ、残りは管理運営評議会（conseil d'administration, 教員＝研究員の委員のみ）<sup>13)</sup>の推薦に基づいて学長によって任命されていた。採用についての執行部の権限は限定的であり、専門家委員会は学内において教員＝研究員の採用・昇進にかかる実質的な決定を行ってきた（Commission des finances, de l'économie générale et du plan, 2006；Musselin & Mignot-Gérard, 2001）。

准教授として採用された後、教授職に昇進又は教授として他大学に就職するには、研究指導資格（habilitation à diriger des recherches: HDR）<sup>14)</sup>を取得することが必要である。教授への昇進等は、准教授期間の研究及びその他の活動成果に基づいて審査される。その手続は、准教授採用の手続とほぼ同様である<sup>15)</sup>。但し、昇進者の半数はCNUの評価順位に基づいて、残りの半分は大学（学術評議会）の決定に基づいて、それぞれ選考しなければならない（Beaud, 2009）。

大学の中等教育教員については、主として上級資格（agrégation 及び certification）を持つ教員（アグレジェ

教員／セルテヒフィエ教員）<sup>16)</sup>を対象として、中等教育機関から公募されて配置される。公募数は、各年800～900人程度である。これらの教員は、採用後に博士号を取得すれば、選考手続を経て教員＝研究員の身分を獲得することが可能である。中等教育教員には、教員資格取得後、中等教育機関に勤務せずに大学の博士課程に登録し、そのまま非常勤講師等を経て採用される者が少なくない（Chevallier, 2001）。

### (3) 配置等<sup>17)</sup>

大学を含む国立高等教育機関（以下「大学等」と言う）に勤務する教職員のうち、約6割を教員（同等に扱われる者も含む、以下同じ）が占める。教員数は継続して増えており、2009-2010年度現在、その人数は93,009人である（前年度比1,704人増）（図1）。

2009-2010年度現在、大学等の教員93,009人のうち教員＝研究員（同等に扱われる者を含む）は63.6%（当該数値のうち22.6%は教授、41.0%は准教授）、中等教育教員が14.0%をそれぞれ占め、大学で主たる常勤教員を構成する両者で全体の約8割を占める。また、残る約2割はその他の常勤教員や特別研究員等であり、その他の常勤教員には大学病院関係者や国外のフランス学校の教員が含まれる。それらの内訳を表1に示した。近年は、常勤の助手（専任助手）が減少する代わりに、博士課程学生やその修了者からなる特別研究員（ATER）や教育支援研究員（moniteur）・契約博士学生（doctorant contractuel）が増える傾向が認められる。1991-1992年度を起点とした場合の教員数の増減を図2に、教員の近年の学問領域別割合を図3に、教授・准教授における女性教員の割合を図4にそれぞれ示した。女性教員の割合は教授では2割程度に止まるものの、准教授では4割を超えており、その比率は今後も引き続いて上昇することが見込まれる。

表1 国立高等教育機関における教員等の数と割合 (%) (2009-2010年度)

教員の種類		人数	%
教員＝研究員及び中等教育教員	教員＝研究員及び同等に扱われる者	21,011	22.6
	准教授	38,123	41.0
	専任助手	60	0.1
中等教育教員		12,999	14.0
その他の教員、補助教員等	大学病院関係者	4,249	4.6
	外国人講師・語学教員	1,027	1.1
	特別研究員（ATER）	6,243	6.7
	教育支援研究員・契約博士学生	9,297	10.0
合計		93,009	100.0

出典：note d'information 11.06

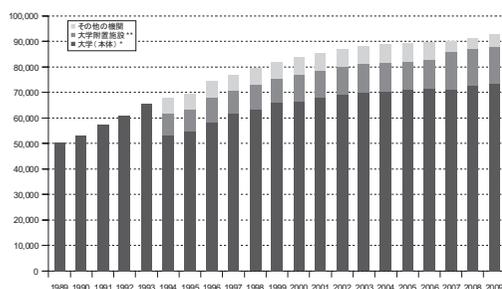


図1 大学等における教員数の推移

出典：note d'information の各年版

\*1993年度までは大学附置施設及びその他の機関の教員を含む。

\*\*2007年度以降は大学附設教員養成センター（IUFM）を含む。

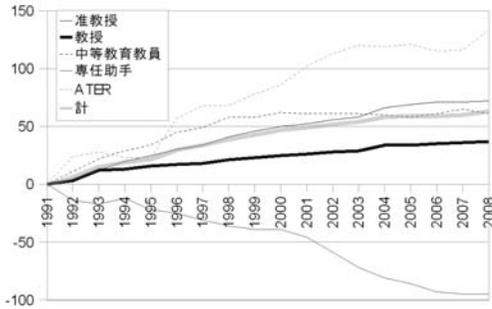


図2 1991-1992年度を起点とした教員数増減率 (%)  
出典：note d'information 09.24

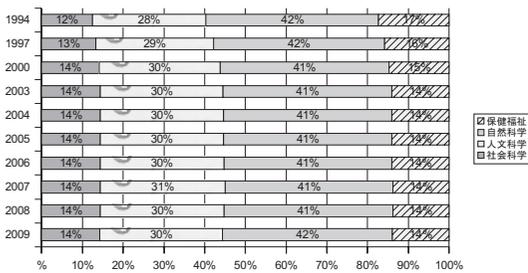


図3 学問領域別教員の内訳

出典：note d'information の各年版

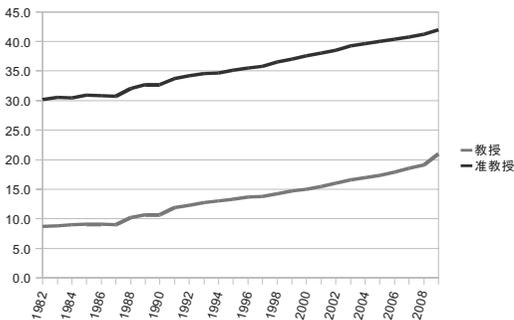


図4 教授・准教授に女性が占める割合 (%)

出典：note d'information の各年版

## 2. 大学改革と大学教授職

### (1) 改革に向けた議論の展開

大学教員に関する制度に対しては、その職務内容や採用、評価など多岐に渡って、これまでに様々な課題が指摘されてきた。例えば法令で規定された職責（教育担当時間等）の硬直性、大学教員としての初期教育の不足（CIESの改善や拡大、大学との協力等）、採用に際しての意思決定の場所の乖離（CNUと大学）、

実際の採用数を大幅に上回るCNU資格認定数、採用の仕組みや手順の不透明性、内部からの採用・昇進と少ない流動性、採用や昇進にかかる評価に際しての過度な研究重視と主にそれに起因する大学教員の研究偏重、大衆化した大学教育への対応の必要性（特に第一期、LMD導入後の学士課程）、継続的な教授能力開発や活動評価の欠如<sup>18)</sup>、研究指導資格（HDR）の在り方、教員＝研究員と他の職種（研究員等）との間の低い流動性などが指摘に含まれている（Altbach & Musselin, 2008；ARESER, 1997；Beaud, 2009；Belloc, 2003；Bénichou, inconnu；Coulon et al, 2004；Dejean, 2002；Espéret et al, 2001；Godechot & Louvet, 2008；Lazar, 2001；Musselin, 2005；Chevaillier, 2001；Weil (dir.), 2005等）。

例えば、教員の採用に関して、学問領域毎に教員の選考過程を詳細に分析したMusselin（2005）は学内候補者の選考に際しては学術的要素以外の要素が多分に考慮されることを明らかにした。また、全国の採用状況を調査したGodechot & Louvet（2008）は学内候補は学外候補と比較して平均で18倍高い確率で採用されており、しかもその傾向は近年強まっていることを報告した。Godechot & Louvetはこうした慣行を「地域主義（localisme）」と称して、長期的には機関の教育研究水準の低下につながる可能性に言及しつつ、流動性を高めるべきことを主張した。この「地域主義」の問題には多くの大学関係者が言及しており、大学自律性拡大に関する検討におけるCNUと大学（執行部）の権限配分の問題とともに、今日に至るまで大学改革の重要論点となっている（Beaud, 2009）。

国民教育省においても、大学教員にかかる制度は長い間議論の対象とされてきた。1994年に同省に提出された報告書（クネ報告）は、CNUの教員資格審査を廃止して、大学の採用にかかる権限の大幅拡大を提言した（Bénichou, inconnu）。その理由として、資格を得る者は教員募集数を大幅に上回っており教員採用の実態に合わないこと、CNUの資格審査は個々の教員職の特性を反映しないこと、資格は大学勤務者（主としてATER）に優先して与えられて大学外（研究機関や産業界）の者や博士号取得間もない者が不利に置かれていること、大学教員としての基礎的資格は博士号や研究指導資格で十分であることなどを挙げている。

2001年の大学教員の職務に関する報告書（エスペレ報告（Espéret et al, 2001））は、大学教員の職責を法令で詳細に一律に決めることは硬直的過ぎ、明確な規定がない教育・研究外の業務の軽視の一因になっているなどとして、勤務時間—特に教育に従事する時間—

を個々の教員毎に柔軟に定めることを認めるよう求めた。そしてエスベレ報告は、各大学が教員毎に個別契約（*contrat individuel*）を締結して、現場の必要に応じて職責を定めることを提言した。また、職業教育に不可欠とされる実習が低く位置付けられていることを批判しつつ、演習と実習にかかる必要勤務時間（講義相当）の区分を後者を前者に合わせる形で撤廃することも提言した。

教員＝研究員の地位を定めた政令第84-431号の改正にかかる2003年のベロック報告（Belloc, 2003）は、大学教員の職務を国の法令で詳細に定めるのは世界でフランスがほぼ唯一の国であるとしつつ、現在の政令の規定は教員＝研究員に求められる職務の多様性に対応しておらず、その結果教育・研究以外の職務が十分に評価されていないと指摘した。ベロック報告は、教員＝研究員の業務を①教育（教室内・遠隔あるいは初期・継続の区分をしない）、②研究（博士論文執筆指導を含む）、③管理運営業務（*activités d'animation et de responsabilité collective*）（教育実施組織の統括、学生受入れ担当、研究活用、国際的な教育課程にかかる交渉等）の三つに区分し、③については業務の一覧を作成した上で、各種業務毎に従事時間を算出するための換算表を整備することを提言した。またベロック報告は、教員の多くが研究について殆ど評価を受ける機会がないとしつつ、全教員の研究業績について厳格な評価を実施し、教員＝研究員を、優（*niveau supérieur*）～現在のフランス大学研究院（*Institut universitaire de France: IUF*）<sup>19</sup>水準相当、良（*niveau intensif*）～博士課程・研究指導奨励金（*prime d'encadrement doctoral et de recherche: PEDR*）<sup>20</sup>受給水準相当、可（*niveau standard*）～必要とされる最低の水準、以上の3段階に格付けすることを提言した。

高等教育改革全般について取り扱った2007年のシャバル等による報告書（Chabbal et al, 2007）は、教員募集についての学長の権限拡大を提言している。シャバル等は、選考委員会の委員の任命、推薦順位の変更、選考された者の拒絶にかかる権限を学長に付与することを提案した。国民教育省の一連の報告書は、主として大学長会議（*Conférence des Présidents d'Université: CPU*）に代表される大学執行部の意向を反映して、一貫して大学の権限拡大を求めてきている。これに対して、教員の多くが反対してきた。

このように大学教員について議論が展開される中、関連する制度は重ねて改革が図られており、教員＝研究員の地位を定める政令第84-431号は継続的に改正されてきた。それらの改正によって、大学の自律性拡大に合わせる形で、漸次ではあるものの教員を含む人事

に関する大学の権限拡大が図られてきたのである（Chevallier, 2001）。しかしながら、同政令の基本的枠組は長きにわたって維持され、根本的な改革が図られたのは現政権であるサルコジ大統領／フィヨン内閣の下のことであった。

## (2) サルコジ＝フィヨン政権下の改革（2007年以降）

2007年の大統領選挙に勝利したニコラ・サルコジは、選挙の際の公約に大学改革を挙げていた。同大統領の下で同年5月に発足したフィヨン内閣は、長年の政府懸案であった大学自律性拡大を実現する大学の自由と責任に関する法律（*Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU*、以下「大学自由・責任法」又は「LRU」）を、発足早々の8月に成立させた<sup>21</sup>。大学自由・責任法は2009年から適用され、同年1月1日、85大学で最初の20大学が新制度に移行し、更に2010年1月1日に33大学、2011年1月1日に24大学がそれぞれ移行し、全体の9割の大学がLRUの適用を受けることとなった。

大学自由・責任法がもたらした改革は、例えば学長の権限拡大や最高議決機関である管理運営評議会の権限拡大と委員数削減による意思決定の迅速化など、主として大学の管理・運営にかかるものである。それに加えて同法は、大学教員制度についても幾つか重要な改革を盛り込んでいた。本項では、大学自由・責任法がもたらした改革を概説する。

### a. 教員＝研究員にかかる政令第84-431号改正（政令第2009-460号制定）

大学自由・責任法を受けて国民教育省は、専門家等で構成される検討会議（*Commission de réflexion sur l'avenir des personnels de l'enseignement supérieur*）を設けて、教員＝研究員にかかる政令第84-431号の全面改正の検討を始めた。同委員会は、2008年6月、国民教育大臣に報告書（Schwartz et al, 2008）を提出し、それに基づいて国民教育省は改正案を同年秋に公表した。政令第84-431号の要点は、一つには教員の採用・昇進における大学と大学評議会（*CNU*）の権限配分及び学内選考の在り方であり、もう一つには、教員の職責を大学が設定できるようにすること、そしてそれに伴う継続的な教員評価の導入であった。

この政令第84-431号に対して、大学界の各方面から批判が相次いだ。教員組合はもちろん、「大学を救おう（*Sauvons la recherche!*）」<sup>22</sup>や「フランスの学術的質（*Qualité de la Science française: QSF*）」<sup>23</sup>等の既存の団体による抗議に加えて、「大学を護るための集団（*Collectif pour la défense de l'Université*）」の結成と反対声明

の採択<sup>24)</sup>、ル・モンド紙上での反対請願の募集<sup>25)</sup>など様々な全国的運動が新たに起こった。また、改革案の一部については、基本的には国民教育省の方針を支持してきた大学長会議 (CPU) も反対意見を表明した (後述)。その結果、各地の大学で抗議集会が開催されるとともに講義停止やストライキなどの行動が相次ぎ、それに学生団体も同調した結果、多くのキャンパスが閉鎖され、政令反対運動は全国的規模で展開されることとなった。

こうした反対運動の展開を前にして、政府は教員組合等との交渉を進めつつ政令案を数次にわたって見直し、その結果漸く2009年4月23日、政令第84-431号を改正する政令第2009-460号の制定によって本件は解決を見た。以下、大学自由・責任法 (LRU) 及び政令第2009-460号から教員採用・昇進、教員の職責、教員評価の3点について概要を記す。

### ① 教員採用・昇進

教員採用・昇進にかかる選考については、大学評議会 (CNU) の事前資格審査制度は維持されたものの、それに対応した学内組織である学問領域別の専門家委員会は廃止され、代わって選考委員会 (comité de sélection) が設けられることとなった (LRU 第25条)。選考委員会は、管理運営評議会 (教員=研究員及び研究員のみ) の決定に基づいて設置され、半数以上の外部者を含む教員=研究員で構成される。その任命は、学長の推薦に基づいて管理運営評議会 (教員=研究員のみ) が行う。但し、半数以上は関係する学問領域から、学術評議会の意見を聴取した上で選ばなければならない。従前の専門家委員会が学内者のみによって構成されていて、学内からの候補者が不当に優遇され、流動性の阻害要因になっていたといった批判に応えたものである。しかしながら、この大学自由・責任法の規定は妥協の産物であり、流動性を実効的に高めるためには、博士号取得直後の学内での採用禁止並びに准教授から教授への学内昇進禁止を求めるべきであったとする見解が見られる (Cahier de l'ORS n° 7, septembre 2007)。

政令改正案は、当初、教員昇進の決定を大幅に大学に委ねることとし、その選考を各大学の学術評議会の決定に全面的に基づくものとしていた。この提案は昇進が大学執行部の恣意や情実に基づいたものになるといった強い批判を受け、最終的には省令によって従前通り CNU の評価に基づく昇進と各大学の決定に基づく昇進が同数とすることとなった (Beaud, 2009)。

### ② 教員の職責

教員の職責 (obligations de service) については、原則として従前の規定内容 (教員=研究員の場合、講

義128時間相当) が維持されつつも、大学がその内容を変更できることとなった (LRU 第19条の教育法典 L. 954-1条関連)。大学自由・責任法の関連規定を具体化した政令改正案に対して大学長会議 (CPU) は、2009年1月5日、大統領宛の公開書簡<sup>26)</sup>において教員の職責設定問題を取り上げ、教員の職務内容の変化 (特に遠隔教育の発達に伴う変化) に対応した職責の柔軟化は不可欠としつつも、政令改正案の基本的構想一研究水準が低いとされる者に教育を多く負担させる一が不安を煽っているとして、当該改革案に否定的な考えを示した。CPU は、かかる構想は教育活動を「制裁」として教員に課すものであって、大学の最も重要な活動である教育を軽視しており、また、学問領域間や教育課程間の相違を無視して一律の基準で研究水準を評価して教員の教育負担を増減し、更に研究で低く評価された者から研究時間を奪うことによってその水準を上げる可能性を失わせるものであると批判した。そして、それぞれの教員が置かれた多様性に配慮しつつ、大学と教員との個別の契約によって職責の柔軟化を可能にすることを政府に求めた。他方、教員組合等は CPU の当該見解には概ね首肯しつつも、同時に職責変更が大学執行部の恣意に基づいて行われることに強い懸念を示した。また、改正案を教育軽視と受け止めた学生団体もそれに同調して、教員とともに全国的な反対運動を展開した。その結果、教員の職責の割合を変更する際には本人の同意が必要とされることで妥協が図られた。

### ③ 教員評価

国民教育省は、教員は昇進等の機会を除いて評価を受けることがないとしつつ、これまで反発が強かった継続的な教員評価 (Dejean, 2002) の導入を図った。教員組合等は、かかる評価は学問領域の相違等を無視した単なる採点・順位付 (notation) であって、政令改正に反対する教員へ対抗するための「宣伝文句 (formule slogan)」として政府はそれを利用しているとして強く反発した (Beaud, 2009)。本件に関連してサルコジ大統領は、2009年1月22日のテレビ放送で、「幾つかの領域では、同等の予算で、フランスの研究者は英国の研究者と比較して出版物が3～5割少ない」などと発言し、フランスの研究水準に懸念を表し物議を醸したことが注目される<sup>27)</sup>。この発言に大学教員を始めとする研究者は激しく反発し、中でもフランス大学研究院 (IUF) に所属する大学教員が連名で公開書簡<sup>28)</sup>を大統領に提出し、かかる言動は受け入れ難いと述べて当該発言を強く非難した。本件は、大統領が IUF の研究者等を昼食会に招待するなどして融和を図ったこと<sup>29)</sup>により政令改正に決定的な影響を

与えるまでには至らなかったものの、政府と大学教員間の相互不信を象徴する事件であった。最終的には、各教員は4年毎に業績評価を受けることとなり、各大学は教員の職責や昇進等の決定の際にその評価結果を参酌することとされた。

### b. 奨励金制度の改革

大学自由・責任法は、学長が奨励金 (prime) の配分に責任を有すとし、更に、博士課程・研究指導奨励金 (PEDR) は、学術評議会の審査に基づいて支給することとした (第19条の教育法典 L. 954-2条関連)。PEDR に関する政令第90-51号は、2008年、大学自由・責任法に基づく政令第2008-607号によって改正され、奨励金は学術評議会の意見に基づいて学長が支給することとなった。更に、2009年、政令第2009-851号によって PEDR は学術的卓越奨励金 (prime d'excellence scientifique: PES) に置き換えられた。PES の導入に関する2009年6月18日付国民教育省通知は、奨励金は学内で卓越した研究を実施していると判断される者並びに博士課程指導で優れた者に支給され、更に、国際的又は全国的に優れたと判断される者には奨励金を増額することが可能であるとしている。PES の支給対象者の選考基準は各大学の学術評議会の意見に基づいて管理運営評議会が決定し、受給者の選考は国による評価を考慮に入れつつ学術評議会の意見に基づいて各学長が行うとされた。概ね2割の教員=研究員が奨励金の支給対象となると見込まれている。

大学の自律性拡大を求めてきた大学長会議 (CPU) に代表される大学執行部は、奨励金配分に関する大学の権限拡大と大学評議会 (CNU) の権限縮小を長年求めてきた。教員獲得競争が次第に国際化する中で、優秀な教員の採用や雇用維持に奨励金を用いることが有効であると判断されたものである。その一方で教員組合等は、教員の待遇に不当な不平等な生じたり、学内における評価が執行部によって恣意的に行われたりするようになるとして、奨励金配分にかかる大学の権限拡大に反対の意向を示した (Cahier de l'ORS n° 7, septembre 2007)。国民教育省に置かれる PEDR 不服審査委員会 (commission de recours) は、2009年3月27日の会合で採択 (1票を除いて全会一致) された動議において、奨励金が専ら大学の判断で支給されることは受け入れ難いとし、改革によってあらゆる種類の不正行為—財政的なもの、基準の逸脱、情実や排斥—が生じることに對して懸念を表明している。他方、大学の教育研究の多くが集団的に行われるところ、個人の業績に重点を置いて卓越性を追求する PES はこうした協働を阻害するといった憂慮の念も多くの者が

ら示されている (Dubois, 2009)。

## 3. 結 語

フランスの大学教員にかかる制度は、同国の中央集権的な高等教育制度と公務員制度を反映して、極めて硬直的で全国一律の基準の下で運用されてきた。その制度は、1968年の自律的大学創設 (フォール法制定) 以降、大学の自律性拡大が図られてきた中で、次第に大学の権限を拡大する方向で改革がなされてきた。しかしながら、度重なる改革にも関わらず制度の根幹は殆ど近年まで維持され、大幅な改革を見たのは2007年のサルコジ=フィヨン政権発足以降のことである。

同政権下で制定された大学自由・責任法 (LRU) は大学の自律性を大幅に拡大するものであり、教員制度についても幾つか重要な改革を盛り込んでいた。同法制定に伴う教員制度改革の概要は上に述べた通りであるが、今日においても教員にかかる制度は新しい制度への移行期にあり、その効果や改革の適否が判明するのはもう暫く先のことと見込まれる。

提案された改革の中には、教員評価や学術的卓越奨励金 (PES) のように関係者の見解が大きく分かれるものが大半を占めるが、職責決定の柔軟化のように殆どの者が必要性を認めるものも含まれている。それにも関わらず、当事者の合意を容易に得られず、反対運動が全国的広がりを見たことは、従来から進められてきた大学改革の在り方—新自由主義的改革 (Bourdieu, 1998) —への反発の現れの一環であると同時に、急速な改革を求めるサルコジ=フィヨン政権の政策運営を反映したものと思われる。実際、サルコジ大統領の前述テレビ発言に見るような大学界軽視や政府案に対する検討機会の不足は、多くの大学人の不信を招いていることは否定できないであろう。教員=研究員にかかる政令改正案は2009年4月23日付の政令第2009-460号として公布されて漸く解決を見たが、教員組合のうち最大規模の SNESUP-FSU は国民教育省との協議を拒否して最後まで反対姿勢を崩さず<sup>30)</sup>、今後の制度運用に不安材料を残すこととなった。E. フリートベルク (前組織社会学研究所長) は、改革の方向は概ね適切としつつも、当事者への協議不足といった点において手続に大きな問題があったと述べている (Friedberg, 2009)。

それにも関わらず、改革が進められていることは、フランス国内の社会の変化のみならず、ポローニャ・プロセス及びリスボン戦略の進展や高等教育の世界化を前にして、フランスの大学の改革が避け難いものとなっていることの現れであろう。同国の大学教員制度

については、職責規定や評価制度を始めとして、その仕組みの多くが世界的に見れば例外的になっている (Musselin, 2009)。また、大学改革への反対運動を進めてきた ARESER (高等教育と研究の現在を考える会) 代表である C. シャルルは、近年の国内外の社会変化によって、大学改革への反対運動が低調になっていることを認めている (Charle, 2007)。

その一方で、教員制度に係る改革は、教員・学生等の強い反対を前にして徹底されなかったことも事実である。例えば、教員採用についての大学評議会 (CNU) の資格審査は維持されたままであり、一部領域では上級教員資格に基づく採用が残されている。奨励金についても国民教育省内に審査委員会が設けられ、大学に全面的に委ねることにはならなかった。かかる措置は制度内に対立要素を孕んだものであって、今後の制度運用次第によっては大学の自律性拡大の実が得られない可能性も残されている。その一方で、大学教員においても、文系 (特に人文科学) の研究者の改革への対応は理系のそれと大きく異なるなど決して一枚岩ではなく、大学の権限拡大に伴って学内での対立・緊張が高まることが予想される。

いずれにせよ大学教員にかかる現在の制度は、大学自由・責任法下の新制度への移行期にあつて不確定要素が多く残されており、当該制度の当面の運用状況や今後の推移が注目される。

## 【注】

- 1) フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、高等教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上高等教育行政所管省を「国民教育省」、担当大臣を「国民教育大臣」と記す。なお、初等中等教育行政と高等教育行政が分けられて二つの省が設けられることがあるが、その場合でも同様に取り扱っている。
- 2) 日本にかつて多く存在した特殊法人に類似する制度である (特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会, 1998)。EPSCP の詳細については石村 (1991) 参照。
- 3) 筆者の以前の論考では訳語として「助教教授」を用いていたが、日本の教員制度改正に合わせて訳語を「准教授」に変更した。なお、フランスでは「准 (助) 教授」と「講師」の区別はなく、直訳に近い「講師」が訳語に充てられる場合もある。
- 4) 研究奨励金 (allocation de recherche) を受けながら補助的な教育研究活動や準備活動に従事する博士課程の学生。研究奨励金は、博士課程学生に与え

られる公的助成金 (競争的資金) で最も大規模なものであり、概ね日本の学術振興会特別研究員制度に相当する。現在は博士契約制度に移行している。

- 5) 国立科学研究センター (CNRS) 等の研究振興機関に雇用され大学に配置されている者。研究業績が高い者が採用されることから、一般に大学教員 (教員 = 研究員) よりも威信が高い。
- 6) 2009年の政令改正 (政令第2009-460号、後述) 以前は第4条。
- 7) 本項の記述は、主に以下に基づいて行った (平成21年1月9日参照)。http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid22663/devenirenseignant-du-superieur.html
- 8) 学内の複数の UFR 等や学外の機関の協力によって大学等に開設された博士課程を提供するためのプログラム。開設には国民教育省による適格認定 (accréditation) が必要である。他の訳語として「博士教育センター」や「博士課程研究科」などがある。大場 (2009)、夏目 (2007) 参照。
- 9) 大学教育に必要なとされる研修を実施し、また大学での教育実習を組織する国立機関。全国で10数箇所設置されていたが、LRU 制定に伴って設置形態が大学間組織に変更された。CIES については大場 (2007) 及び夏目 (2006) 参照。
- 10) 特別研究員及び教育支援研究員にかかる制度は、政令第2009-464号によって、2009-2010年度募集分より博士契約 (contrat doctoral) 制度に置き換えられた。
- 11) 国民教育大臣の諮問機関で、全大学の教員 = 研究員の資格審査を行うとともに、採用や昇進についての答申を行う。下部組織として研究領域毎に部会が置かれ、主に研究業績によってその委員が選ばれる。
- 12) 専門家委員会は、2008年の政令第2008-333号によって廃止され、領域の専門家以外の者の意見を反映する選考委員会 (comité de sélection) に置き換えられた (後述)。
- 13) 学内の最高議決機関。教職員、学生、学外者 (研究機関関係者、地域代表等) から構成され、学内構成員は選挙で選ばれる。諮問機関である学術評議会及び教務・学生生活評議会とともに三評議会を構成する。
- 14) 博士号取得後の研究成果に基づいて授与される国家免状。国家博士 (doctorat d'État) に代わって設けられた。
- 15) 法学等の上級教員資格 (agrégation) が存在する領域では全く異なった手順が用いられ、当該資格審査の順位によって教授採用が決まる。大学に選考の

余地がない。

- 16) 上級資格を持つ教員についてはフランス教育学会編（2009）参照。
- 17) 本稿の統計数値は、特に断りが無い限り国民教育省の資料に基づく。教員数には大学独自の予算で契約に基づいて雇用される者は含まれない。
- 18) 大学教員は機関の長による評価の対象とされるが、この評価は形式的で教員の昇進等に影響を与えることは殆どない（Chevaillier, 2001）。
- 19) 大学における高度研究の支援及び優れた若手研究者育成を目的として1991年に設置された国民教育省の機関。5年間の任期で選考された大学教員で構成され、当該教員は所属大学で教育研究に従事するが、その間研究費が支給されるとともに教育に関する負担が軽減される。
- 20) 教員＝研究員を対象として、申請に基づきCNUの審査を経て、特定の研究指導業務等に対応して支給される手当である（期間4年）。2009年、学術的卓越奨励金（prime d'excellence scientifique: PES）に置き換えられた（後述）。
- 21) その制定の経緯や内容については大場（2010）参照。
- 22) 政府による研究推進制度改革に反対する研究者によって2003年に始められた運動とその後に結成された団体（association）。その活動は研究政策や2006年の研究計画法に一部反映され、今日まで引き続いて行われている。岡山（2008）及び西山（2005）参照。
- 23) 1982年に設立された高等教育・研究の質・創造性の維持・向上を目的とする研究者の団体。
- 24) <http://www.guglielmi.fr/spip.php?breve275>（平成22年1月11日）
- 25) < Université: pas de normalisation par le bas > Le Monde du 6 janvier 2009.
- 26) Lettre ouverte au Président de la République < Chronique d'une crise annoncée dans les universités >. この書簡で取り上げられた主たる論点は、教員＝研究員にかかる政令改正以外に、初等中等教員の養成（養成課程の修士化）及び学位（免状）のバチカントの相互認証である。
- 27) Le Monde interactif du 12 février 2009.
- 28) Institut Universitaire de France: < LA LETTRE DES 122 > à Monsieur N. Sarkozy, Président de la République Française, le mercredi 11 janvier 2009.
- 29) <http://sciences.blogs.liberation.fr/home/2009/03/nicolas-sarkozy.html>

- 30) Le Monde du 23 avril 2009 < Le décret sur les enseignants chercheurs adopté > .

## 【参考文献】

- 石村雅雄（1991）「フランスの大学の設置形態の分析—特徴ある公施設法人（établissement public）の法制度的検討—」京都大学教育学部紀要第35号, 165-176頁。
- 大場淳（2007）「フランスの大学教員と教授能力開発—教育改善のための一連の取組の中で—」有本章編『FDの制度化と質的保証〔前編〕（高等教育研究叢書91）』広島大学高等教育研究開発センター, 81-105頁。
- 大場淳（2009）「フランスにおける博士教育制度の改革—LMD導入と博士学院の整備をめぐる—」広島大学教育学研究科紀要第三部第58号, 283-292頁。
- 大場淳（2010）「フランスの大学改革—サルコジ＝フィヨン政権下での改革を中心に—」大学論集第41集, 59-76頁。
- 岡山茂（2008）「大学改革の日仏比較と学長たちの惑星的思考」現代思想第36巻第12号（平成20年9月）, 143-153頁。
- 特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会（1998）『特殊法人の情報公開の制度化に関する調査研究—特殊法人情報公開制度等に係る比較研究を中心として—』総務庁行政管理局。
- 夏目達也（2006）「フランスにおける大学教員職への準備教育制度—高等教育教員入門教育センター（CIES）における教育と学生の反応—」名古屋高等教育研究第6号, 61-76頁。
- 夏目達也（2007）「フランスにおける大学院教育の質的向上—「博士教育センター」をめぐる—」名古屋高等教育研究第7号, 187-207頁。
- 西山雄二（2005）「「研究を救おう！」グループの勝利から全国三部会開催までの動き」アレゼール日本ニューズレターNo. 3, 5-7頁。
- フランス教育学会編（2009）『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版。
- Altbach P. & Musselin C. (2008) The Worst Academic Profession Career Structure: Our Suggestions for Ranking. *International Higher Education*. 53, 2-3.
- ARESER (1997) *Quelques diagnostics et remèdes urgents pour une université en péril*. Paris: Raisons d'Agir Éditions.
- Bello B. (2003) *Propositions pour une modification*

- du décret 84-431 portant statut des enseignants-chercheurs*. Paris: MEN.
- Beaud, O. (2009) *Note sur le nouveau projet de décret relatif au « statut des enseignants-chercheurs » Bis repetita?*. Paris: QSF.
- Bénichou L. (inconnu) Rapport Quenet (1994): La condition des personnels enseignants de l'enseignement supérieur.
- Bourdieu P. (1998) L'essence du néolibéralisme. *Le Monde diplomatique*. mars, 3.
- Chabbal R. et al (2007) *L'enseignement supérieur en France — État des lieux et propositions*. Rapport établi sous la direction de François Goulard, Ministre délégué à l'Enseignement Supérieur et à la Recherche. Paris: MEN.
- Charle C. (2007) Universités françaises et universités européennes face au défi de Bologne. In *Les ravages de la « modernisation » universitaire en Europe*. édité par Charle C. & Soulié C., Paris: Édition Syllepse, 9-31.
- Chevaillier T. (2001) French academics: Between the professionals and the civil service. *Higher Education*. 41, 49-75.
- Commission des finances, de l'économie générale et du plan (2006) *Rapport d'information en conclusion des travaux de la Mission d'évaluation et de contrôle (MEC) sur la gouvernance des universités dans le contexte de la LOLF*. Paris: Assemblée nationale.
- Coulon A., Ennafaa R. & Paivandi S. (2004) *Devenir enseignant du supérieur*. Paris: L'Harmattan.
- Dejean J. (2002) *L'évaluation de l'enseignement dans les universités françaises*. Paris: Haut Conseil de l'Évaluation de l'École.
- Dubois P. (2009) *Prime: payaille en vue*. Histoire d'Université — BlogLeMonde. fr.  
<http://histoireuniversites.blog.lemonde.fr/2009/10/12/primes-pagaillon-vue/> (平成21年1月12日)
- Espéret E. et al (2001) *Nouvelle définition des tâches des enseignants et des enseignants-chercheurs dans l'enseignement supérieur français*. Rapport au Ministre de l'Éducation nationale, Paris: MEN.
- Friedberg E. (2009) De l'inertie institutionnelle à l'incompétence de nos gouvernants. *Le Monde*. 16 janvier.
- Godechot O. & Louvet A. (2008) Le localisme dans le monde académique : un essai d'évaluation. [laviedesidee](http://www.laviedesidees.fr/). fr.  
<http://www.laviedesidees.fr/Le-localisme-dans-le-monde.html> (平成21年1月11日)
- Lazar, J. (2001). *Les secrets de famille de l'université*. Paris: Les Empêcheurs de penser en rond.
- Musselin C. (2005) *Le marché des universitaires — France, Allemagne, États-Unis*. Paris: Science Po Les Presses.
- Musselin, C. (2009). Les universitaires se sentent peu ancrés dans leur établissement. *Le Monde*. 20 février.
- Musselin C. & Mignot-Gérard S. (2001) *Analyse comparative du gouvernement de quatre universités*. La Maison des Universités, Paris.
- Schwartz R. et al (2008) Commission de réflexion sur l'avenir des personnels de l'enseignement supérieur: rapport à Madame la ministre de l'enseignement supérieur et de la recherche. Paris: MEN.
- Weil T. (dir.) (2005) *Organiser une gestion des ressources humaines plus efficace*. Fiche proposition n° 3 de FutuRIS, Paris: ANRT.